

国 技 建 管 第 1 号
平成 30 年 4 月 6 日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官 殿

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公 印 省 略)

働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取扱いについて

工事の成績評定については、建設業における働き方改革及び建設現場における週休2日の確保を推進する観点から、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について(平成 30 年 4 月 6 日付け国官技第1号)」により通知されたところであるが、考查項目別運用表における評価の考え方については、別紙を参考にされたい。

1. 働き方改革

(審査項目別運用表 別紙－1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

- 本細別では、次の新規事項を追加し、他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る下記取組を、当該工事において実施した場合に評価する。

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組みが図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている。

- 事項名「週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組みが図られている。」については、週休2日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を、当該工事で実施した場合に評価するものとする。
- 「I. 創意工夫」における加点は最大7点とし、そのうち【働き方改革】の項目においては最大2点とする。複数事項への取組みや実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。
- 工事成績評定入力システムの改良が難しい場合は、当面、【その他】において上記事項名を入力し、評価するものとする。

2. 週休2日の確保

現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保の評価は、発注者指定及び受注者希望の別に関係なく、下記細別において加点評価を行う。

ただし、発注者指定型において、工事完成時に現場閉所による週休2日(4週8休以上)が受注者の責により確保出来ない場合は、実施状況に応じ、「審査項目別運用表 別紙－2④ 7. 法令遵守等 8. その他」において、減ずる措置を行う。なお、受注者希望型については、減点を行わない。

(審査項目別運用表 別紙－1② 2. 施工状況 II. 工程管理)

- 評価する週休2日を、現場閉所による4週8休以上と定義する。
- 週休2日の確保を行った場合は、下記2事項両方で評価する。

- 休日の確保を行っている。
- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。]

(審査項目別運用表 別紙－2① 2. 施工状況 II. 工程管理)

- 本細別では、新規事項を追加し、週休2日の確保を行った場合は、下記2事項両方で評価する。
- なお、前述評価の場合、本細別は、原則a評価とする。ただし、他の事項で著し

く低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。

- なお、工事成績評定入力システムの改良が難しい場合は、当面、【その他】において上記新規事項名を入力し、評価するものとする。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 |
| <input type="checkbox"/> 現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。 |

3. 書類の簡素化の取組みへの対応

工事関係の書類の簡素化への取組みについては、電子化によるペーパーレス化や、事前協議により評価対象書類及び作成媒体の明確化を実施しているところであるが、工事成績評定への影響を意識した過剰な書類の作成等が散見される。

そこで、更なる徹底を図るべく、必要以上の書類作成を促すような審査項目別運用表の記載及び書類について、下記の見直しを図った。

- (審査項目別運用表 別紙－3① 2. 施工状況 I. 施工管理)
- (審査項目別運用表 別紙－3② 3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形)
- (審査項目別運用表 別紙－3③ 3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形)
- (審査項目別運用表 別紙－6)